
平成27年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成27年9月11日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成27年9月11日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(15名)

1番 魚谷 洋一君	2番 平川 敏郎君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
5番 荒川 政義君	6番 中本 博明君
7番 魚原 満晴君	8番 今元 直寛君
9番 尾元 武君	10番 平野 和生君
11番 吉田 芳春君	12番 濱本 康裕君
13番 新山 玄雄君	15番 松井 岑雄君
16番 久保 雅己君	

欠席議員(1名)

14番 小田 貞利君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君	議事課長 中村 和江君
書記 岡本 義雄君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君 代表監査委員 …………… 西本 克也君

副町長	岡村 春雄君	教育長	西川 敏之君
公営企業管理者	石原 得博君	総務部長	奈良元正昭君
産業建設部長	池元 恭司君	健康福祉部長	松本 康男君
環境生活部長	佐川 浩二君	久賀総合支所長	松田 博君
大島総合支所長	佐本 洋二君	東和総合支所長	迎 智可志君
橘総合支所長	青木 一郎君		
会計管理者兼会計課長			木村 秀俊君
教育次長	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	藤田 隆宏君
総務課長	佐々木義光君	財政課長	中村 満男君

午前9時30分開議

○議長（久保 雅己君） 改めまして、おはようございます。9月4日の本会議に続き、お疲れさまです。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付してあるとおりです。小田議員から欠席の通告を受けております。

日程第1. 一般質問

○議長（久保 雅己君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が3名でありますので、通告順に質問を許します。11番、吉田芳春議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 11番、吉田でございます。

私は、マイナンバー制度の導入によって行政事務及び行政手続におきまして、公的サービスと利便性の向上についてお伺いいたします。

さて、マイナンバー導入に関する議論が国会において始まったのは、平成19年であったと思います。いわゆる消えた年金問題の発覚を受けて、社会保険を一括管理の方法として個人番号の重要性が注目されるようになりました。

その後、国会で検討が進み、マイナンバー法の正式名称は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律については、年金情報流出問題で中断していましたが、今国会で可決され、成立いたしました。同法の改正法案も可決、成立いたしました。

このマイナンバー制度は、国民一人一人に新たな番号を指定し、その番号を使用することにより効率的な情報の管理や利用を可能にするための社会基盤であり、行政運営の効率化、行政分野における公正な給付と負担の確保など、国民の利便性の向上を図るのが目的とされています。

近ごろ、テレビ、新聞などでマイナンバーについての話題を目にする機会がふえたと思いませ

んか。それもそのはず、いよいよ日本でもマイナンバー制度のスタートする時期が迫ってきているからであります。しかし、そういう制度が始まるらしいということは知っていても、具体的に各種手続がいつから始まるのか、スケジュールや内容等をきちんと理解している人は案外少ないものかもしれません。

それでは、事前に通告しております質問事項に沿ってお尋ねいたします。

マイナンバーカードと住民基本台帳カードとの違いについて説明をお願いいたします。

住民基本台帳カードは、町役場で簡単に交付が受けられるICカードです。行政手続をインターネットで申請などできる電子政府、電子自治体の基盤となるものであり、利便性の向上、行政事務の効率化に役立っています。

多くの方々が所得税の確定申告などで利用されておりますが、マイナンバー制度のスタート後も今までどおり住民基本台帳カードは利用できますか、お伺いいたします。

次に、マイナンバー制度において個人情報の漏えいが懸念されております。また、個人情報を番号で統一されるのが嫌だとか、セキュリティの問題が心配だとかいろいろありますが、そのメリット、デメリットについてお伺いいたします。

それと、本格運用前までには各世帯に番号通知されると思います。基本的には住民票に登録されている住所に送付のことになると思いますが、ストーカー被害など家庭の事情で実際に今住んでいるところと住民票の住所が異なっている方については、どのような方法で本人へ間違いなく届けられるのか、お尋ねいたします。

それと、個人番号カードは全ての方にいつから交付されますか。また、本カードの有効期限は何年で、それとスタート当初に利用できる行政サービスを教えていただきたいと思います。

次に、現在、年金や健康保険、パスポートや税金、運転免許や住民票、その他、雇用保険などの全ての番号はそれぞれの管理機関でばらばらに管理されています。それは、いわゆる縦割り行政ともいえますから、従来の管理方法では横の連携が全くといってよいほどなかったこととなります。ですから、1つの情報の更新や変更、修正をしても、その他のデータも随時に反映されませんでしたし、データの間違いや漏えいが起こりやすかったわけであります。

これらのことを解消するためには、国、地方自治体レベルでの情報連携及び民間利用の開始予定、またその他検討中のマイナンバーの展開について情報がわかれば説明をお願いいたします。

次に、ことしになって、日本年金機構により年金情報125万件が外部に流出しております。セキュリティの対策の不備、甘さに大変驚き、多くの国民から不安の声が上がっています。職員のセキュリティへの対策やサイバー攻撃や人的ミスによる情報漏えいに対する取り組みと個人情報プライバシーの保護、情報漏えいに関する情報管理の強化が必要になってくると思います。

また、納税や社会保障関連の行政手続のマイナンバー番号を集約管理する体制の整備やシステ

ム改修についてお尋ねいたします。

終わりに、来月にはもう通知カードが発送されることとなります。しかし、まだまだマイナンバー制度についてよくわからない人が多いのが実態だと思います。住民の周知徹底について、どのような取り組みを行い、これから行おうとしているのか、お尋ねいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それでは、吉田議員さんのマイナンバー制度の実施に伴い行政事務及び行政手続きの向上を求めるといふ御質問でございますが、このことにつきまして答弁をさせていただきます。

1 3件にわたる御質問の内容であったというふうに思いますので、一つずつお答えしたいと思います。

まず、第1に住民基本台帳カードとこの個人番号カードとの違いについてという御質問がありましたので、お答えしたいと思います。個人番号カードは、住民基本台帳カードの情報に加えて、個人番号カード上に記載されております。要するに、住民基本台帳カードの情報が、今まではそれだけだったんですが、それに今回個人番号がカード上に明記されるということでございますので、住基カードプラス個人番号を入れたものがこのカードになるわけでございます。また、カードのデザインは住基カードというのは各自治体それぞれが決めておったわけでございますが、今回の個人番号カードは全国共通ということになります。デザインが全国共通ということになりますので、そのような発行の形態となるわけでございます。

2番目ですが、マイナンバー制度のスタート後も住民基本台帳カードの利用ができるのかどうかという御質問だったと思いますが、住民基本台帳カードは、今年の12月28日で交付が終了いたします。既にお持ちの住民基本台帳カードは、カードに記載のあります有効期限まで、発行から約10年というふうに思っておりますが、発行から10年間の有効期限までは利用が可能です。しかしながら来年の1月以降に今回の個人番号カードを取得するという方につきましては、この個人番号カードを取得する際に住民基本台帳カードは返納していただくということになります。だから、両方2つを併用で持っているちゅうことはないということになります。

3番目にマイナンバーカードのメリット・デメリットでございますが、これは随分議論もされておるわけでございますが、マイナンバーのメリットにつきましては、現在、住民の方々には、年金や福祉などの例えば申請、いろいろな申請がありますが、特に年金や福祉などの申請時に添付書類を用意していただいております。導入後は、この申請を行う際に必要となる情報につきましては、申請を受けた行政機関が関係機関に照会を行うということで取得することが可能となるため、申請者が窓口で提出する書類が相当簡素化されるということになります。

デメリットでございますが、集積・集約された個人番号を内容に含む個人情報、いわゆる特定個人情報が外部に漏えいするのではないかと、または悪用されるのではないかとといったことが懸念されております。この対応としては、制度上の保護措置やシステム上の安全措置の強化に加えまして、このようなことを悪意でやることについては罰則の強化も図られております。

4番目に、本格運用の前に番号の通知ということになりますが、このことにつきましては、今年の10月5日から、住民票を有する全ての方に住民票の住所に1人1つの12桁のマイナンバーが記載された通知カードが簡易書留で世帯主に郵送されます。

なお、やむを得ない理由により住民票の住所地で通知カードを受け取ることが出来ない方は、現在おところの居所情報登録申請書を、住民票のある市区町村に提出し、申請が認められれば登録申請されたその場所に通知カードが郵送されるということになります。基本的には住民票の住所地に送るということになります。

個人番号カードの交付開始についてであります。通知カードと一緒に郵送される交付申請書に写真を添えて、地方公共団体情報システム機構、こういう機構ができておりますが、この機構へ申請をすれば、来年の1月以降に、役場の窓口において通知カードと引き換えに個人番号カードが無料で交付されるということになります。

本カードの有効期限についてであります。個人番号カードの有効期限は、未成年者は5回目の誕生日まで、成年は10回目の誕生日までが有効となります。

そして、スタート当初の利用についてという御質問であったと思いますが、マイナンバー制度のスタート当初は、雇用保険の資格取得や福祉分野の給付などの社会保障分野、税務当局に提出する確定申告書や届出書などの税分野、そして被災者生活再建支援金の支給に関する事務や被災者台帳の作成に関する事務などの災害対策分野において特定個人情報が利用されます。

また、マイナンバーの利用範囲は、そのほかに社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって、地方公共団体が条例で定める事務とされており、本町におきましても、一般住宅の管理や家賃の減免申請、乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障害者などの医療費助成や自律支援給付の支給に関する事務などの利用を検討しており、12月定例議会におきまして関係条例を提出させていただきたいと思っております。

8番目に、国レベルでの情報連携の開始についてであります。これは平成29年1月から、利用目的に応じて国の行政機関の間で情報連携が開始される予定となっております。

そして今度は、地方自治体レベルでの情報連携の開始についてであります。これは平成29年7月から、利用目的に応じて地方公共団体の間で情報連携が開始される予定となっております。

10番目に、民間利用の開始についてであります。民間業者でも、従業員やその扶養家族の

マイナンバーを取得し、給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届などに記載して、行政機関に提出をする必要があります。また、証券会社や保険会社が作成する支払調書、原稿料の支払調書などにもマイナンバーを記載する必要があります。

民間利用については、法律施行後3年をめどに、その段階での法律の施行状況等を見ながら、検討を加えた上で、必要があると認めた場合には、国民の皆様の理解を得ながら、所要の措置を講じるということになっておるところであります。

そのほか、検討中のマイナンバーの展開についてという御質問でございますが、平成25年5月に成立をいたしました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法であります。このマイナンバー法では、社会保障、税、災害対策の3分野の行政手続に利用すると決められておりましたが、今年の9月3日に、マイナンバー制度の利用範囲を広げることを目的とした改正マイナンバー法が可決され、成立をいたしました。

この改正マイナンバー法は、マイナンバー制度の利用範囲を金融や医療などの分野に広げることを目的としており、具体的には、税の徴収もれや生活保護の不正受給などを防ぐため、金融機関に対し、個人の預金情報をマイナンバーで検索できるように管理することを義務づけております。

また、法律に基づく予防接種の履歴や、特定健康診査の結果などをマイナンバーと結びつけて管理することで、転居しても市区町村や健康保険組合などの間で情報を共有できるようにしておるところでございます。

今後、政府はマイナンバーの利用範囲のさらなる拡大を目指しており、本町におきましても国の動向を鑑み対応してまいりたいと思っております。

次に、職員へのセキュリティー対策の取り組みについて御質問いただきました。

町におきましては、業務を自動的に処理する電子的機器、いわゆるパソコンや周辺機器で構成される電子計算組織の取り扱いに関しまして、電子機器やデータの的確な運営管理、データの保護について、周防大島町電子計算組織管理運営規則を定めて実施をいたしておるところであります。

しかしながら、先般の日本年金機構での情報漏えいを受け、総務省より、社会保障・税番号制度の準備に伴う既存住基システム及び団体内統合宛名システムにおける個人情報の標的型攻撃対策の徹底についての通知がありました。

その内容でございますが、1番には、住基システムに接続されたネットワーク、これを基幹系ネットワークとっておりますが、そしてインターネットに接続できる情報系ネットワーク、これを別々に独立させて接続しない状態にするということが1番でございます。

2番目には、住基システムに保存されている個人情報、基幹系ネットワークのみで使用し、

情報系ネットワークから遮断された環境で使用するというごさいます。すなわち、1番に答弁にも関係ありますが、基幹系ネットワークで外部との通信環境がないという状態で使用するということが2番目のことごさいます。

3番目には、業務に利用している端末、その端末の基幹系と情報系、この両方のネットワークの端末を共用しないと共用端末としないということごさいます。だから、その情報系と基幹系は別々のパソコンで処理するというごさいますから、当然つながってないわけですからそうなるわけですが、そのような3点がこの総務省のほうよりきちんと整理するよにということごさいました。

本町では既に、合併時に住基システムのネットワークである基幹系ネットワークとインターネットにアクセスできる情報系ネットワークとは、分離した形での運用をいたしてあります。すなわち、両ネットワークは接続されていない状態での使用をしておるところごさいます。住基システムについては、USB端末を業務上必要なもの以外は使用できないよに制限していることや、業務に利用する端末も基幹系、情報系は、それぞれの専用端末としており、国の求めるセキュリティ対策は既に実施されているということであります。

また、職員に対する再度のセキュリティ意識向上のための周知・徹底としては、住民情報を扱うパソコンとインターネットに接続されたパソコンとの間で、USBメモリなどよるデータの受け渡しは決して行わないということ、不審なメールや添付ファイルは開かないこと、業務に必要なインターネットへのアクセスはしないこと等、情報セキュリティの確保に關しての通達をいたしておるところであります。

なお、インターネットに接続された、いわゆる情報系システムについても、外部からの不正侵入の自動制御、内部ネットワークからの情報漏えい通信の自動制御等の機能を有した不正侵入防御装置を今年度導入するよにいたしてありまして、セキュリティ対策の向上を行うこととしておるところごさいます。

最後に住民への周知徹底についてということごさいます。広報すおう大島、8月号では、制度の概要やマイナンバー導入後のメリット、今後のスケジュール等をお知らせし、9月号においては、10月5日から住民票の住所に郵送される通知カードの説明や個人番号カードの申請方法などをお知らせすることといたしてあります。

今後、政府は、マイナンバーの利用範囲を段階的に拡大する方針でありまして、その都度、広報やインターネットのホームページ等で周知を図っていきたいというふうな思っているところごさいます。

以上ごさいます。

○議長（久保 雅己君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） マイナンバー制度の展開スケジュールは既にきちっと確定している部分もあれば、まだ未確定な部分もたくさんあります。いかんせん、全く新しい制度でありますから、実際に運用開始してみなければわからない部分が国の側にもあるのでしょうか。番号制度の目的は、社会保障制度及び透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平公正な社会を実現することにあります。

今後、マイナンバー制度の実施により行政事務、行政手続の公的サービスと利便性の向上が図れ向上されますよう期待いたしまして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（久保 雅己君） 以上で、吉田芳春議員の質問を終わります。

.....

○議長（久保 雅己君） 次に、9番、尾元武議員。

○議員（9番 尾元 武君） 質問に先立ちまして、このたびの低気圧がもたらしました茨城県また栃木県の局地的な集中豪雨により、水害に遭われました皆様方に対しまして、心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

そしてまた、この異常というしかいいような集中豪雨ですが、あすは我が身と改めて身の引き締まる思いがしたところであります。

それでは、私のほうから通告をさせていただきました質問をここで述べさせていただきます。

3点であります。

まずは、若者定住調査事業、その結果報告と今後について、そして、空家対策について、また、瀬戸公園の計画的整備ということについて、この3点について質問をさせていただきます。

まず、1点目、若者定住住宅調査事業につきまして質問いたします。

本年3月の定例会におきまして質問させていただきましたが、このたびの調査事業は移住者を含め、定住者の土地確保のため、その適地の調査を実施するものであります。

本事業の進捗状況を踏まえて、その調査の結果、報告及び今後の予定についてお尋ねするものであります。

続きまして、空家対策についてであります。

適当な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体、財産の確保をするとともに生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、昨年8月に成立しました空家等対策の推進に関する特別措置法が、このたび平成27年5月26日、完全施行されたところであります。

本町は、トップクラスの空家率にもかかわらず、また空き家バンクへの登録もいま一歩進まず、議員提案で平成25年より施行されております空き家条例も十分に機能している状況にないのが

現状であります。

このたび、特別措置法の対象となる前の段階で、より具体的な政策として町の政策の柱として考えるべきだと私は思いますが、その辺についていかがなものでしょうか。

3点目は、瀬戸公園の計画的整備を求めるものであります。

大島大橋を眼下に、瀬戸公園は風光明媚な本町の玄関口の観光地として長く住民に親しまれてきた名所であります。一例といたしましては、毎年5月に行われます瀬戸祭りは、小松地区、また三蒲地区、双方の老若男女の相集う伝統行事で、今もしっかりと有志により継承されております。しかしながら、会場であります瀬戸公園は荒廃し、もはやボランティアでは全く手に負えず、古木化した樹木の整備は業者に頼らざるを得ないのが現状であります。

観光地の復活を願い、また計画的整備を希求するところであります。理解ある対応を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 尾元議員さんから御質問いただきました若者定住住宅用地調査事業の結果報告と今後についての御質問ということでございましたので、お答えしたいと思います。

初めに、若者定住住宅用地調査業務の調査結果でございますが、詳しくはまた後ほど全員協議会等で調査結果の報告をさせていただきたいと思っております。

今現在、最終候補地の選定というところには至っておりませんが、3月の定例会で申し上げましたように、JR大畠駅から余り遠くないところ、すなわち大島大橋から約10分ぐらいで届くぐらいの地域、かつ、近隣の市町まで通勤可能な場所ということで、候補地域を三蒲地区、小松地区、小松開作地区、屋代地区の4つにエリアを分けまして、地域の選定作業を行っております。

まず、おおむね3,000平方メートル程度の用地を宅地化することとした上で、各4箇所の候補地域の防長バス及び乗り合いバスの停留所などの交通機関、そして、小中学校・保育園等の教育施設、病院・郵便局等の利便施設、役場・交番等の公共施設などの周辺環境についての項目内容によって調査を行っております。

その比較検討で、交通機関、周辺環境が最も整っていること、また、周辺の宅地化も進み、幹線道路からも近い位置にあること、小松開作エリアの明新小学校付近を適地とする評価が高いというふうな結果が出ておるところでございます。

なお、今後引き続き、この比較検討の調査結果をもとに、適地評価の高い、明新小学校付近で、3,000平方メートル程度確保でき、さらに好評であれば、将来またこのような宅地の拡大が可能な用地を選定する作業を実施してまいりたいと考えております。

今後の予定についてであります。若者定住に対する取り組みはできる限り早く取り組みたい

ということから、次期議会において、次期とは12月議会のことでありますが、12月議会におきまして、住宅建設用地の取得、造成にかかる設計等の経費を補正予算に計上させていただきたいと考えておるところでございます。

この住宅用地の整備に係る思いにつきましては、3月議会におきまして説明させていただきました。

繰り返すこととなりますが、子育て世代が子育てに対する夢を描き、それを現実に行って行くための住宅は、自分の思いを入れた自分の家を建てたい。そういった若者のニーズに応えまして、子育て世代の夢を応援するということから住宅用地の整備を行うこととしております。

住宅用地の提供方法につきましては、子育て世代の負担軽減を目標に応援するという観点で格安な条件での提供について検討をいたしております。

全国の自治体で、たくさんこの定住対策としての取り組みはやっておりますが、例えば定期借地権を設定した上で住宅を建てていただく。10年間住めば土地を低額で譲渡する、あるいは無償で譲渡するというようなさまざまな支援施策を行っております。

本町においても支援施策としてどのような制度として提供を行っていくのか検討を行っております。

現在の検討状況は、用地の取得や造成に要した経費を勘案したうえで、譲渡、賃貸、そしてまた賃貸と譲渡の併用など、若者のニーズに応じた、多岐にわたる選択の可能な、魅力ある制度設計を行い、安価で納得のいただける住宅用地の提供により、若者の子育て世代を支援し、応援する事業制度として、真に定住に結びつくものとしたいと考えております。

いふなれば、その若者が非常にお得感があるという形のものでないと、なかなかこの大島にとどまって住宅を建てようということにならないと思いますので、ぜひともそのようなことを検討しておるわけでございます。

2番目の空家対策についてでございますが、議員さん仰せのとおり、適正な管理が行われていない空家が防災や衛生等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし始めております。地域住民の生命や財産を保護するとともに、あわせて空家等の活用を促進するため、昨年11月27日に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、今年2月26日に一部施行、5月26日に全面施行されたところであります。

本町におきましては、既に議員提案により、空き家等の適正管理に関する条例を平成25年から施行してございまして、これまで議員さんを初め、自治会や近所の皆さん方に大変御尽力いただきまして、空家の所有者や管理者に、適正な管理や有効活用を要請するなどの解決に努めてまいりました。

今年4月22日に開催されました地域活性化特別委員会でもお示しいたしましたが、平成

25年度16件、26年度に15件の相談件数がありまして、助言や指導を行った結果、合計で14件の空家が解体されております。

法律の施行に伴い、議会初日に法律に沿った本町の空き家条例の改正議案を提出させていただいておりますが、特定空家と定められた場合は、空家等の所有者を確認する目的で、固定資産税の税情報の活用、また、助言、指導、勧告に加え、勧告を受けた方が正当な理由がなく、その勧告に係る措置を取らなかったときは、その勧告に係る措置をとることを命じることが出来ることや、勧告をした場合、当該、特定空家等に係る敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されるなど、これまでの制度から一步前進した改正となっております。

また、放置すれば、特定空家になってしまう状況の住宅を活用するための方策として、本年4月から自治会を通じて空き家バンク登録をされた場合、自治会へ報償金を支払う空家活用事業を開始をいたしております。

加えて、この議会におきまして10年の長期に渡り、町が所有者からその空家を借り受けた後に、町のほうで修繕、改修して貸し付けを行う空家有効活用事業を補正予算に計上させていただいております。

この事業は、単なる空家の活用事業では無く特定空家への移行を防止することも念頭に入れまして、町内での住みかえのニーズにも対応できるものとして、それぞれの支所管内で1ないし2カ所の住宅を選定し、交渉の上で借り受けを行った後に、家賃は一括して支払い、改修修理を行い、町内の不動産事業者を通じて、町が賃貸するものとして制度の設計についてただいま検討しているところであります。

このことにより、安心して空家の提供がいただけるのではないかとというふうに期待をいたしておるところであります。

やれることは何でもやるという強い意気込みのもとで、幾つもの事業を複合的に実施することで、少しでも空家の活用がされ、その結果、定住促進につながるよう取り組んでまいります。

高齢化に伴う空家の増加、老朽化した住宅の放置は地域の住環境を悪化させ、人の流れをつくる上で大変大きな障害となっておりますが、空家対策は、地域の安全・安心に密接に関係することから、今後も地域の実情を勘案しながら、空家対策を進める制度の整備を図ってまいりたいと思います。

次に、瀬戸公園の計画的整備について御質問をいただきました。

瀬戸公園は、大島大橋を眼下に見渡せる桜の名所であり、また、その一角には、大島大橋の架橋に御尽力をいただきました方々の銅像も建立されております。この公園は、町が宗教法人大多満根神社から無償で借り受けておりまして、毎年、瀬戸公園の除草や樹木の剪定作業を実施しておりますが、老木化した樹木の伐採などの整備までには至っていないのが現状であります。

今年度、大島ライオンズクラブからボランティアで桜の木の植樹をしたいという提案がありましたので、町といたしましても瀬戸公園の一部の老木等を伐採するための予算を本定例会に提案をさせていただいております。

議員さん、御指摘のとおり老木化した樹木の整備はボランティアでは困難であります。来年は、大島大橋架橋40周年という節目の年でもありますので、計画的な整備を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） まず最初に、若者定住住宅調査事業の件につきましてですが、この件につきましては、先ほど町長からもありましたように、後で全協のほうで皆さんでしっかり御審議いただくという運びになっております。

そういった中で、やはり3月の定例会でも申し上げたとおり、やはり町内で働いていらっしゃる方が、いざ結婚となったときに家を建てる場所を町外に建てるという、こういった現状というのがまことに残念な現状である。どこまでも、自治体として定住促進、やっぱり若者が定住して初めて未来が開かれる、その部分に関しては、崩れざる現実であります。そういった中でこのたびは大島大橋の近く、JR大島駅に近いところ、また通勤圏として岩国とか柳井に仕事を持っていらっしゃる方がよりアクセス的にも距離的にも近いところという選定でこういった大島地区が選ばれたと確信するところであります。

これから、まだまだ定住者も含めてしっかりと発信をしていただき、またスピード感を持って臨んでいくっていうことに対して、まさにそのスピード感が非常に求められているのが今じゃないかなと思いますので、その辺は前向きな検討を持って進めていただきたいと思うわけであります。

そうした中に、これから均衡ある町の発展のためにはということも考えます。やはり地元の産業に従事していらっしゃる皆さんが、やはりその職場に近いところでないとそういった若い者が仕事に従事するのに非常に不便である、そういった方々もいらっしゃるのではないかなとも思うわけであります。

だから、地元産業に従事していらっしゃる若者の定住促進のためにも、いま一度、調査研究をすることも必要なことではないかなと感じるところであります。

周防大島町、1つになりまして、例え親の介護等が気になりましても同じ町なかであれば、自分の利便性も含め、町外にも近いし、また、親の面倒も見やすいという、このたびの選択の地域というのは、まさにこれから需要がしっかりと確信するところであります。どうぞ、前向きなところで御検討を進めていっていただきたいとおもいますので、よろしく申し上げます。

どこまでもこれはいうところのきっかけでありまして、やはり定住に向けて、それを根幹に考

えれば、やはり教育の問題、地域医療の問題等々、そういった魅力ある教育とか医療産業の発展充実ということは決して、それなくして幾ら環境がよくても、また安い低価格の土地があっても住む選定にはならないのではないかなと思っております。その辺はスクラムを持ったまちづくりに臨んでいていただきたい。そのように思うわけであります。

続きまして、空家対策であります。

まさにこのたびの一般会計の補正予算をもちまして、空家有効活用事業として初日に説明がございました。修繕費300万掛ける5件分、そして1軒を月5,000円で借り上げ料、1つの物件に対して10年で60万掛ける5件分で300万円、合わせて1,800万という補正予算説明をいただいたところであります。

まさに、このたびの空家対策に伴う特別措置法というものが、本当に田舎で家を持つオーナーにとって、理解不足ではいられないほど重要で、しかも古い空家ではすぐに対策が必要なほど緊急性を含んだ措置法であります。

私は、この本町内に空家を所有する方には、もうダイレクトメールをもってでも文章でも送って、しっかり周知徹底すべきと思いますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。少しでも早い対処が望めると思う次第であります。

そしてあと、措置法に関しましては、すぐにでも対処してもらいたい物件、そういった措置法に対しての、例えば、先ほど町長から説明がありましたように、措置法においては助言とか指導、そして勧告、この勧告の時点で特例の税の優遇制度、よくマスコミが報道しております、建物が建っておれば固定資産税が6分の1で済むという、そういった措置の対象にならない、幾ら建物はあっても特定空家と指定されれば普通の固定資産税となってしまう。そういった新たな措置法の対応となってしまうわけでありますが、そういった中の対処等につきまして、やはり私としましては、この措置に対する対応で今、私たちの町なかで例えばこういった段階を踏まなくしても、見て明らかに倒壊寸前の空家というものがございます。そういった建物に対してもこの段階を踏まなくてはならないのか。それとも即時対応、短期間で助言、指導から命令に至り、強制対処ができるという形も可能なのかということは、ちょっと御質問させていただきたいと思うところであります。

まず、その点でよろしくお願いたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 若者定住住宅用地の調査事業の再質問でございますが、今回の調査は、まさに議員さんもおっしゃられたとおり、また私たちもお聞きのとおり、町外に通勤をされておる方でも、ぜひとも町内で住宅建設をやっていただきたいということで、大島大橋の近隣ということで調査をかけております。

そういたしますと、若者の住宅建設が町外への通勤可能とか、または外から入って来ていただいてもここでそういう利便性が高いというようなことで、今回の調査をかけておるわけですが、今、御指摘にありましたように、当然既に町内で働いておる方もたくさんおるわけですが、町内で働いておる方には、例えば大島地区ではない、例えばもう少し東部のほうの地域で働いておって、なおかつ子育て世代であって、そして住宅の用地も必要だというふうな方も当然おられると思います。それで、一挙にやれば一番いいんでしょうけど、なかなかそうもいきませんので、今回はこのような条件でやりましたが、これでそのような反響があれば、また別の場所で、別の場所というのは要するに、今回のような条件ではなくて、既に町内で雇用されておって、仕事をしておられる方で子育て世代で家を建てる、住宅を建てたいという方のためのニーズにも応えるべき、やらなければならないと思っているところでございます。

当面、今回の地域でどのような反響があるかっていうことは、ぜひともそういうことも含めて行っていきたいと思いますが、先ほども申し上げましたように、若い人が今後、子育て世代が住宅を建てるということになりますと、やはり土地について相当魅力のある土地でないと、場所のこともさることながら、価格面についても相当魅力があるものでないとなかなかそこに家を建てようということにならないだろうと思います。だから、環境的な面、先ほど言いましたような調査項目の中でから、いろいろな環境的な面とかもろもろありますが、そういうことだけではなくて、やはりその価格が非常に大きな問題になるだろうと、以前から各議員から何度も質問がありました。あのときは土地だけでなく、住宅も建てて、そして長期にわたり住宅に入居しておればそれを無償で譲渡する、そしてさらに長ければ土地も無償で譲渡するというような制度もあちこちでやっておるよということもありましたので、それらも参考にしながら、やはり相当若い人が魅力のある住宅用地だというふうな感覚がなければ、希望されないんじゃないかと思っておりますので、そのことと、もう一つは、これを一つの今回はそういう住宅でございしますが、今後、既に町内で雇用されて働いておる方のためにも検討してまいりたいと思っておるところでございます。

もう1点の空家対策のことについてでございますが、空家は御存じのように県内でも一番、率とすればたくさんあるということございまして、既に空家の所有者のほうに能動的に働きかけてはどうかという御質問であったと思います。

空家の活用をお願いするということだけではなくて、適正に管理をしていただくことが大変重要でございますので、そして適正に管理をして、自分で活用するのは、それは当然それでいいと思いますが、そして自分で活用されないのであれば、例えば空き家バンクに登録していただくとか、または直接自分でそういう方に貸し出していただくということが非常に大切だと思います。

ぜひともその空家が廃屋にならないための手続として、まずその本人にもっとPRしてはどう

かということでもございました。当然、その空家を所有されておる方、土地を所有されておる方には固定資産税の納税通知書が行くわけでもございますので、この納税通知書に空き家バンクとか、またはその活用についてお願いするような表示もしたらどうかということも検討しているわけでもございます。

そして、これは私たちが既に言うまでもなく、新しい特別措置法の中では、固定資産税が大きく跳ね上がるよというようなことは相当いろいろメディアのほうでもPRしていただいておりますので、そこら辺はある程度皆さん方も空家を所有されておる方については、相当ひびいておるのではないかとこのふうにも思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、いろいろな形で所有者に伝わるように努力をしてまいりたいと思っておるところでございます。

即時に対応するというお話もございましたが、なかなか即時にすぐ対応できるかどうかというのはいずれありますが、やはり所有者、持ち主のほうに地域の皆さん方も大変困っておるんだということはお伝えするということは、それは全ての空家がそうという訳ではありませんので、やはり地域の自治会長なり町のほうに相談いただいた結果、町のほうからそういうお知らせなり、お願いなりをしていくというふうなことからスタートするのがいいのではないかと考えているところでございます。

○議長（久保 雅己君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） 本当に外観上、非常に見るからに倒壊しそうなどという物件もございます。そういった中にしっかりとこういった措置法がとられる中、スムーズなる対処をもって、早く、相続人等が名義変更されていないときとか、その費用の負担とか、その辺もいろいろ諸問題になる等々もいろんなところから情報をいただいておりますけど、しっかりと何はともあれ安全なまちづくりという観点からも、その対応はこの措置法に沿った形でスムーズに対応していただきたい。

あと1つ、この空家に関しましては、リスク的なものを若干私も感じるところであります。といいますのは、リフォームはしたものの、10年という中でなかなか借手がいないという自体が発生した場合、先ほど町長はもうやれることは何でもやるという強い意気込みをもってということですので、そういったことがないように鋭意努力されていかれるという運びではあるとは思いますが、そういったことも考えられますので、しっかりとその辺の時間的な空間がないようにしっかりと対応していただきたいという思いがございまして。

それと、なおかつ、入居をいただいた後にまたさらなるリフォームが発生した場合、大体、300万という程度でのリフォームであれば、それに可能なところをもちろん選ばれて、できるだけ安く上がればそれに越したことはないという展開であろうと思っておりますけれど、やはりまた入

居していただいて、この部分が悪いとかいう入居者とのいろんな相談等も発生する事態もあるんじゃないかな、そういったときの対応というのはどのようにお考えなのかということをおと2点ほどお答えいただきたいと思います。

それと、最後に瀬戸公園の問題であります。

瀬戸公園の整備につきましては、先ほど橋が架かりまして40周年ということで、町長から先ほど説明がありましたけど、大島中央ライオンズの中でこのたび40周年記念で桜の木を植樹したいと、そういった声が出る中に古木化した大きな樹木はもうどうしようもない中、ただ総合的に判断しても全く計画的に事を進めなければ、この整備は難しいっていう状況、調査に私もともにさせていただいたところでもありますけど、どうぞこれからまさに玄関口としての大島であります。私もただごく普通に考えて、例えば自分たちがお客様をお迎えするとき、なおかつ突然のお客様もいらっしゃいます。そういったときに各家庭でも、まずきれいにしておくっていうことを心がけるのは玄関口ではないかなと思うわけでありまして。そういった中でしっかりとトイレとか応接室とか、そういったところを掃除していくという家庭の空気があるんじゃないかなと思うわけでありまして、自治体周防大島でいえば、まさに玄関口は瀬戸公園一帯であり、またその沿道、国道沿いに関しては三蒲を美しくする会、周防大島町観光協会、また、のん太の会の皆さん、または商工会女性部の大島支部の皆さん、そしてまた中央ライオンズの皆様方が整備に取り組んでいる現状の中、その核となるのがやはり瀬戸公園じゃないかなと思っております。

そういった、とにかくおもてなしというのは、玄関口のきれいさから自然、また各観光施設の接客対応の充実というところで本当にすばらしい観光地として、これから未来が開かれるんじゃないかなと思っております。

どうぞ、これからも計画的な整備ということで、ぜひともお願いをしたいところでもあります。

瀬戸公園、私が言うに及びませんが、まさに大島橋の建設当時の御尽力いただきました、またノーベル平和賞受賞されました、ときの佐藤栄作総理の全身像の像がございます。また、小松屋代の和田出身の受田新吉先生、大橋建設当時の県知事橋本正之知事の胸像を含め、ときの大島町長安本作十町長の顕彰碑等々、本当に財産となるものが眠っております。

私は、そういった先人の偉業に対して、感謝と敬意をたたえ、守り続けていくことが将来の周防大島の未来にしっかり発展につながる、そこをなくして未来はないとまで思っておるところであります。

どうぞ、前向きに計画的な整備という部分でこの部分はよろしくお願ひしたいと思います。

先ほどの空家対策のところの御答弁いただければと思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、御指摘のように、先ほどの御質問にもあったんですが、もう既に廃

屋になりかかっておるのではないか、なっておるじゃないかというようなことについて即対応する体制をとということであったと思いますが、いずれにいたしましても、私たちも町のほうとしても当然その地域の自治会長なり、地域の皆さん方と一緒にあって当面は、その持ち主のほうにお願いをする、周りの人が大変迷惑をこうむっておるというようなことをまず伝えて、それからその廃屋をきちんと整理していただくというのが全く基本中の基本でございますので、それは当然やっていかなければならないというふうに思っております。

なかなかそういうふうな形を行っても解体とかきちんと改修とかをやっていただけないという状況のときにどうするかということになって、町のほうの条例や今回の特別措置法等で対応することになるんだと思いますが、いずれにいたしましても、このスタートは地域の皆さん方と町、行政とで一緒になって取り組んでいくということが、まず第1だと思います。そこから、これでだめならこちらに持って行く、これでだめならこちらに持って行くということで、最終的には今のいう特別措置法までいくということになるんだろうと思いますので、できるだけきめ細かに対応してまいりたいと思っております。

もう1つは、空家を町が改修したときのリスクについての御質問がございました。

例えば、町が長期間にわたり借り上げて改修してリフォームして、そして貸し出すといっても、その入居者がいない場合は、当然町のリスクになるわけでございます。そうしたところでございますが、今現在の空き家バンクについては、できるだけ移住者が入ってくるときに、住む住宅がないということでは移住者に提供できないということで、基本的には空き家バンクの物件は移住者をまず対象にして提供するという形に今とっております。それは、実は空き家バンクに登録がたくさんあれば、それは別に移住者だけに限定することはないと思いますが、今のところ、その物件が少ないので、まず移住者を優先的にということをしております。

そして、町内の方は、そうは言っても町内の中で住みかえの情報とか、そこら辺は掴みやすいわけですから、できるだけ移住者にとということになっております。

しかしながら、今回のこの町で空家を改修して貸し出すという物件につきましては、これは移住者であろうと町内からの住みかえであろうと、どなたにも提供していきたいというふうに思っているところでございますので、できるだけ、そのように改修をしたら早く活用していただきたいというふうに思っておりますし、できるだけその活用についても柔軟に行う、先ほど言いましたように町内の方の住みかえも十分対応していきたいというふうに思っているところでございます。

そして、次に、入居しておってさらにリフォームがどうかということで、私は、リフォームは余りやらなくてはいいいのではないかと思っておりますが、リフォームじゃなくて修繕というふうに意味を捉えたら、修繕は出てくる可能性があります。しかしながら、当然これは公募したりす

るわけでありませんので、それぞれの所有者と個別にその中を見させていただいて判断をしたいと思っておりますので、余り将来すぐにも修繕が発生するような物件については敬遠をする、それは対象にしないということで、町のほうでも今回予算ではああいふ金額を予算を出しておりますが、しかしながら、できるだけそのリフォームも水回りだけで済ませるような形にしたいということでございますので、物件の選別については十分やっていきたいというふうに思っているところでございます。

もう1点の瀬戸公園のほうでございしますが、まさに瀬戸公園はちょうど大島大橋から渡ったところで、周防大島町の玄関口という、そのとおりでございまして、そして架橋時に大変御功績のありました4名の銅像、胸像等が設置されておるわけでございますが、悲しいかな、非常にこの銅像のところへ行ってもどうだろうかというふうな形になっておるわけでございますが、当然、その先ほど言いましたように大島大橋の架橋から40年ということもありますので、ぜひともこの銅像、胸像当たりの周辺も含めて整備をしなければならない状況にあるというふうに思っておりますので、計画的にと言われましたけど、計画的にというと瀬戸公園も相当広いので、どこまでというところは思いますが、当然その今の銅像や胸像のあるあたりを中心に整備を差し向き進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（久保 雅己君） 以上で、尾元武議員の質問を終わります。

.....

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。10時50分まで。

午前10時33分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

魚谷議員、荒川議員から早退届が出ております。

次に、4番、広田清晴議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 4番、広田です。今回の質問通告は、1つ目、中学校1校統合問題について私の立場から質疑をしたいというふうに思います。

まず、1つは、過疎地にとって学校統合は活力のない町につながる。学校統合以後、小学校及び中学校での職員及び非常勤職員の減の状況、これについては学校統合問題を考えるときに財務省、そして文部省、そして今新しくできた省である地方創生に係わる省、それぞれとり方が違うというふうに私は思っております。

そういう中で、まず結果としてどうだったのかということで、町の状況について統合後の職員及び非常勤職員の状況について質問します。

2項目、いわゆる現在、町内の一部に中学校の統合問題、これはもう決断済みなんだということで、今さら議論は必要ないというような意見があります。これは、私は付帯決議の考え方から見れば、ちょっと後退しておるんじゃないかなというふうに考えております。もともと中学校の位置の問題や小学校の問題含めて、それぞれ将来の町のあり方に係わる問題になってきます。そういう点から、仮に今、4校方式で問題があるとしたら具体的にどういう問題があるのか。その上でどう解決していくべきか。この点から、まず生の声を、いわゆる子供たちや親たちを含めて声を聞いていくことが大事ではないかというふうに私は考えております。その点での教育委員会の考え方を聞いておきたいというふうに思います。

それと、3点目として、中学校の統合問題で、私たち議員に触れたのは19年の1月の臨時議会の後、当時の教育長が触れました。そして、そのことはいわゆる各委員の声ではなしに、一番先に実は報告させてもらいますという下りから始まっております。ですから、本当にどうだったのかというのはいまだにまだ調査中であります。

この点から、しかし今回質問をしたいというふうに思います。

私は当時聞いたのが、2校統合、4校統合、こういう話がずっと聞いていました。その中で、その他の部分として十数%声があったという言い方で当時の教育長が触れております。これが私はその部分かなと思うんですが、まず最初に、2校統合が破綻して4校統合に至った最大の理由、これは当時も当然あると思うんで、その当時としてはどのように考えていて今引き継がれているのか、聞いておきたいというふうに思います。

次に、公営企業局関係で質問します。

公営企業局は、自治体病院自体は全国的にほぼ赤字とっていいほどの状況です。これはそれぞれの病院の決算を見たらわかるというふうに思います。その中で周防大島町内の企業局が運営する病院については、一昨年まではきちっと赤字処理をしてきましたが、実際的には25年度決算、26年度決算と引き続いて、実際的には今現在、赤字を持っているという状況であります。

そういう中で、実は消費税が5%から8%引き上げになりました。そのことの実際的な影響について、どういうふうに捉えているのか。大学病院なんかはそれぞれ調査結果として実際に運営が非常に厳しくなった、この赤字は大変なものなんだという中身がアンケート調査の結果、触れておりますので、その辺のところについては2回目で聞きたいというふうに思います。

ぜひ、運営上かなり厳しくなってくるというふうに考えますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

なお、全国保険協会、その他の部分については2回目以降で質疑を行いたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、国の財源をもとにした商品券販売について質問をします。

これは書いておるように、3月補正で急遽出てきた国の施策で、実はほとんど今からいろんな状況を考えて实际的にいきたいというのが当時の補正の議論で、私自身もほとんど心配部分だったというふうに考えております。

そういう中で、実は売り上げ日、開始の日ですが、朝8時すぎころ、東和町からこの制度はすごい問題があるよってから電話がかかってきました。中身については聞いておりません。それほど多分所管課もかなり厳しかったのではないかなというふうに思います。その後も、いろんな厳しい住民の皆さん方からの意見、これが寄せられているというふうに私は考えておりますが、きょうは、いわゆる議員等のモラル問題について、質疑を通告しております。といいますのが、委員というのは早くからその中身を知る機会を得るということであります。そういう中で、実は、いろいろ調べてみますと、委託に出したところ、そしてまた枚数制限のあるところ、それに対する対応とか、そういう中で実は議員が辞職したという例示もあります。これは、本町の場合と関係ないかもわかりませんが、しかし、いろんなことが重なって、そういう状況が起こったのは非常にまずい事例じゃないかなというふうに考えております。

この周防大島町内でそのような議員の係わるモラル問題が問われたような事例があるのかないのか。これについてどのように捉えているのか聞いておきたいというふうに考えます。

それと時間の都合もありますが、そろそろ中間報告をしたほうがいいんじゃないでしょうかという通告をしております。これは、町長の考え方含めて聞いておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼いたします。広田議員さんの中学校1校統合はやめるべきこの立場で質問するについて、お答えいたします。

まず第1番目の学校統合以後の小学校及び中学校での職員及び非常勤職員の減の状況についてですが、周防大島町設置以降、小学校14校から11校に、中学校9校から5校にそれぞれ統合され、小学校3校、中学校4校が廃校となっております。

この統廃合に伴います教職員数の状況ですが、前回の中学校統合方針がまとまりました平成19年4月から本年4月まで8年間で県費及び町費負担教職員の合計教職員数の変動は、小学校で141名から128名に13名の減、また中学校では120名から61名に59名の減で合わせて72名、27.6%の減少となっております。ただし、この間に児童生徒数は、1,112名から771名に341名、30.3%減少しております。

次に、現在町の一部に、中学校の統合問題は結論済みとし、慎重な議論は必要ないとして付帯決議そのものを軽視または無視する動きがある。また中学校の4校方式が定着した中、4校で具体的不満がどこにあるのか。どのような方法で問題を解決しようとするのがベストなのか生の声

を集めることが大事。対応を求めるの質問にお答えします。

まず、付帯決議についてですが、これは平成19年4月に教育委員会が策定した周防大島町中学校統合方針に関して、教育委員会の諮問機関である小中学校統合問題推進協議会の平成19年4月9日付答申書の付帯事項のことです。

この答申は、全部で4項目の答申事項と2項目の付帯事項によって構成されており、その答申事項第1項目で「平成21年4月に情島中学校を除く8中学校を、久賀中学校、大島中学校、東和中学校、安下庄中学校の4校とする。」とし、第3項目で「平成29年4月を目標に中学校1校への統合をめざす。」となっております。そして、付帯事項の2項目に「平成29年4月に1校への統合をめざすが、社会情勢の変化や保護者・地域の声に配慮しながら進めること。」と答申されております。

そして、この答申の全文は、広報すおう大島平成19年（2007年）5月号で、町民の方々に広く周知されております。

この答申項目の取り扱いについて、昨年度教育委員会において協議しております。

まず、現在の教育委員5名のうちこの諮問・答申に関わった委員さんは1名しかいないため、この答申に至った経緯について詳細に説明しております。その上で、現在の教育委員会が議論を重ねた結果、当時の教育委員会がこの問題について、旧町ごとの懇談会や学校ごとの保護者説明会を延べ48回にわたり開催し、2年半の検討期間を経た上で出された中学校統合方針及び答申は尊重されるべきとの判断をしております。

したがって、平成29年に1校を目指すのが、付帯事項にあります「社会情勢の変化や保護者・地域の声に配慮しながら進めること」に従い、今年度、保護者、学校運営協議会委員、教職員、中学生に対しこの1校統合を前提とするアンケート調査をすることといたし、現在このアンケート調査の集計中であります。

次に、現在の4校体制で具体的不満がどこにあるのかとの御指摘がありますが、現在、保護者や地域の方からこの4校体制について、特に苦情が寄せられているわけではありません。

しかしながら、教育委員会としましては、現在の各中学校が全校生徒数で55名から90名で、各学年1学級の状況は、クラス替えができないこと、学級同士が切磋琢磨する教育活動ができないことやクラブ活動及び部活動の種類が限定されるなどの学校運営上の課題があると考えております。

また、学力の指標として、全国学力状況調査があります。今年度は、国語A・B、算数数学A・B及び理科の5教科について、小学校6年生及び中学校3年生を対象に実施されております。国語及び算数数学のAは知識を問うものであり、Bは活用を問うものであります。結果を見ますと、小学生はすべての教科について町全体の平均正答率が全国平均を超えていますが、中学生に

については、国語B以外は全国平均を下回っており、学力の底上げが求められております。

さらに、本年1月に文部科学省から出されました公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きにおいて、本町の中学校の規模では、「生徒数の状況や、さらなる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある」などとなっておりますので、現在の統合方針を尊重することといたしております。

仮に平成29年4月に見込まれる生徒数により1校統合を行った場合、生徒数247人、普通学級8特別支援学級2の合計10学級となります。教職員数は、学級数によって定数が決まりますので、10学級となれば、国語、社会、数学、理科、英語の5教科に各2名の教諭を配置した上に、音楽、美術でも専任の教諭を配置することができますので、教育環境が格段に向上するものと考えております。なお、現状は久賀中、大島中、東和中、安下庄中とも特別支援学級を入れて4学級であり、原則として国・社・数・理・英の各教諭は各1名です。

しかしながら、議員御指摘のとおり、保護者及び地域住民の声を今回のアンケート調査により把握しながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に3番目の御質問ですが、中学校統合方針案を議員の皆様方にお示ししましたのは、御指摘のとおり平成19年1月29日です。この中で、アンケート結果の数値を記載しておりますが、これは、平成17年8月に各小・中学校のPTA会長あてに行ったものです。

このアンケートの直前に、旧町ごとに設置した小中学校統合問題懇談会において教育委員会から提示した中学校の統合案は、旧町ごとの4校案、旧久賀町・旧大島町各1校と旧東和・橘町で1校を設置する3校案、旧久賀・大島町と旧東和・橘町で各1校の2校案の3案を提示していましたが、懇談会ではいずれの地区においても3校案の賛同者がいなかったため3校案を除く4校案及び2校案に絞って調査しております。

したがって、最終的に1校にするという現在の方針は、その後の協議の中から出てきたものですので提示しておりません。また、このアンケートは、PTA組織ごとにお願ひしましたので、各PTAにより対応が異なり、各保護者あてに同様のアンケート用紙を配布して実施したPTAと、そうでなく会議等において意向を把握したところがあります。

以上のような条件を前提として、各保護者ごとに行ったPTAの数値のみを集計したものがありますが、これによりますと、4校案賛成72%、2校案賛成21%、3校案賛成2%、統合必要なし1%、無回答その他が3%となっております。

次に、2校案が破たんして4校案に至った最大の理由はどのようにとらえているのかについてですが、平成17年12月に耐震1次診断結果が出され、それまで案の1つとしていた4校案のうち久賀中学校及び東和中学校校舎が使えないことが判明しました。

このため、従来の4校案及び2校案を撤回し、耐震のある大島中を大島・久賀地区の統合中学校に、また東和・橘地区の統合校に安下庄中学校とする2校案を新提案いたしました。

しかしながら、この案は半年後に撤回することとなりました。その原因は第1に合併後まもなくでもあり旧町域を超えて通学することになる地区の理解が得られにくかったこと、第2に各校舎の第1次耐震診断から東和中及び久賀中の校舎が使えないこととなり、急に2校案に絞ったために統合のメリットが十分理解されなかったこと、第3に一部に長い通学距離が生じることに對する不安が大きな要因であったと考えております。

以上で、中学校統合に関する質問の答弁といたします。

○議長（久保 雅己君） 石原企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 広田議員さんの消費税10%への引上げは病院経営に対する大きな圧迫になる。引き上げ反対の立場で仕事をするよう求めるとの御質問にお答えいたします。

まず、消費税5%から8%への引き上げの影響を平成26年度決算で試算いたしますと、東和病院でございますが、収入は110万2,651円の増額に対しまして、支出は1,731万399円の増額となっており、収入から支出を引いた影響といたしましては、1,620万7,388円の負担増となっております。

橘病院は、収入は49万6,394円の増額に対しまして、支出は736万2,633円の増額となっており、影響は686万6,239円の負担増となっております。

大島病院は、収入は147万1,435円の増額に対しまして、支出は2,047万4,299円の増額となっており、影響は1,900万2,864円の負担増となっております。

やすらぎ苑は、収入は4万6,906円の増額に対しまして、支出は864万1,571円の増額となっており、影響は859万4,665円の負担増となっております。

さざなみ苑は、収入は17万6,469円の増額に対しまして、支出は310万4,280円の増額となっており、影響は292万7,811円の負担増となっております。

大島看護専門学校は、収入は74万1,783円の増額に対しまして、支出は204万3,536円の増額となっており、影響は130万1,753円の負担増となっております。

公営企業局合計では、収入は403万5,638円の増額に対しまして、支出は5,893万6,358円の増額となっており、影響は5,490万720円の負担増となっております。

次に、平成29年4月1日から消費税が10%に引き上げられる予定となっており、平成26年度決算から消費税が10%になった場合の影響額を資本的支出分を除いたもので試算いたしますと、企業局合計で収入が269万427円の増額に対しまして、支出は3,228万1,740円の増額となり、収入から支出を引きますと、2,959万1,313円の負担増となる見込みです。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 広田議員さんの国の財源を基にした商品券販売についての御質問をいただきましたので、お答えいたします。

プレミアム商品券発行事業は、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用いたしました。低迷する個人消費を喚起し、消費者の生活支援と町内の消費拡大、地域経済の活性化に資することを目的として実施をいたしております。

町といたしましては、多くの事業所に御参加、御協力いただき、広く住民の皆様に御利用していただきたく周知をしまいたところでございます。

3月議会におきまして、購入対象者や1人当たりの販売額、販売方法、販売期間等の事業概要等について御説明をさせていただき、4月号の町広報誌及びホームページでは、取扱店舗の募集をいたしました。6月には、プレミアム商品券の販売について同じく町広報誌とホームページによりお知らせをし、販売開始を直前に控えた時期には、防災行政無線で周知をいたしております。また、中国新聞にも、この時期に商品券販売に関する記事を掲載していただき、できる限りの媒体を使い、町民の方々に周知をしたと考えております。

本町のプレミアム商品券はプレミアム率を20%とし、1冊が1,000円券12枚綴り、計1万2,000円分を1万円にて販売をいたしました。発行総額は2億2,488万円となっております。

販売開始日の7月1日には、各総合支所に早朝から商品券をお求めになられる方々の列ができ、当日のお昼過ぎには町が用意いたしました1万8,740冊全てが売り切れてしまうほどの反響がございました。これを受けて、直ちに防災行政無線の臨時放送で販売終了についての放送を流すとともに、町ホームページ上にも掲載をいたしました。販売日当日はもちろん、その後暫くは、商品券に関する数多くのお問い合わせ、御指摘の電話をいただいたところであります。

その内容につきましては、当日及びそれ以降を含めて、「商品券が買えなかった」が最も多く、「一部の者だけが得をする制度をつくったのは町であって、町に責任がある」、「平等に買えるようにすべき」、「商品券の切り離し無効についてがわかりにくい」などといったものでございました。

このような状況でありましたので、商品券の購入を予定されていたにも関わらず、早期の売り切れにより購入ができなかった数多くの方々には申しわけなく思っているところでございます。

8月25日現在の商品券の利用状況でございますが、取り扱い店舗として本事業には、町内233の事業所に御協力をいただいております。

各総合支所を換金窓口として、商工観光課へこれまでに請求がありましたのが、延べ270件

の1億2,769万4,000円であります。販売枚数全体の56.8%が既に回収されたということになります。

また、事業別・業種別に見てみますと、換金請求額が多い順に、建設業・工務店等がトップで、モータース、スーパーマーケットということになっております。

町といたしましては、プレミアム商品券発行事業を適正かつスムーズに運営していくために、取扱店舗の皆様へ取扱店舗の責務や商品券の取り扱いにおける厳守事項、商品券の利用対象にならないものなどを記載した書面を、取扱店登録許可証や取扱店掲示用ポスターとあわせて送付をいたしております。

また、商品券御利用の皆様へも、総合支所窓口における商品券購入時に、商品券御利用の際の注意事項や商品券の利用対象にならないものなどの注意事項をお渡しし、適正かつスムーズな運営について御協力をお願いいたしましたところであります。

議員さん御質問の全国の自治体では委託に係る不正とか、または議員の辞職に至った例などがあるがというお話でございましたが、これらについてのモラルハザードについてでございますが、いかなれば倫理観の欠如とか、道徳的節度がなくなって社会的な責任を果たしていないんじゃないかというようなことはなかったのかということでございますが、今現在におきましては、これに反するようなことは承知はいたしておりません。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず、中学校問題から再質問しておきたいというふうに思います。

実際的に私が小学校の位置や中学校の位置、これはまちづくりの一つの核になるというふうに考えております。

また、予算的にはそのときどき、さっき教育長のほうは出された手引きをもとにということではありましたが、実際的にはそのときどきの政府の施策に係わってくるというふうに私は考えております。

例えば、一方的に機械的に統合するんかどうなのかという押しつけに見られるような行為、これは戒めるべきだというふうに考えております。それは少なくとも過疎地のいわゆる学校の姿と都市部の学校の姿とはおのずと違うわけです。

先ほど教育長が言った手引きの中にも、私は同列、いわゆる都市部と過疎地については、私は同列に扱うべきではないというのが一つと、かろうじて、例えば通学についてもアバウトな提起をしております。おおむね1時間とか、そういう提起をしながら結局はどんどん進めていこうじゃないかという文科省、これは財務省発か文科省単独かわかりませんが、そういう流れになっていこうとしよるといっているので、私は非常に危惧の内容なんです。その点で、押し流されることなく、きちっと改めて地域の皆さん方とよく協議して進めていくということが大前提だというふうに考

えておりますが、教育委員会の考え方を聞いておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 今の文部省等の考えに押し流されるかってありましたが、それは今回1校案について出した例の一つであって、スタートは平成19年の審議会の答申です。御存じかと思いますが、小中学校統合問題推進協議会のメンバーは、いろんな代表がいた、その町が決めたことをベースにしている、それについて文部科学省からこれが出ているというだけであって、文部科学省がことし出たから、じゃあ1校にしますというのじゃありませんので、そこは誤解がないようお願いしたいと思います。

○議員（4番 広田 清晴君） きょうは、十分な議論も時間を尽くすことはできませんが、一応、OECDという世界の枠組みがあります。その中で、大体日本っていうのは何位ぐらいかなというのもきちっと抑えていただきたいということです。

じゃけえ、実際的に小規模校の存続は世界の流れという位置づけで、日本の場合は一番最後から2校目、韓国の一歩手前ぐらいじゃないかというふうに思います。その辺もしっかり教育委員会として、世界の流れはそういう側面があるのかという、側面もぜひ頭の中に入れていただきたいというのが一つです。

それと、今、もう一つは予算の関係がいわれております。それは常に政府予算です。その政府予算のもとになるのが、それぞれ政党の公約なんです。その政党の公約がいわゆる実質的なベースで、その間予算づけをしていきます。これが政府であり、行政、内閣の仕事だというふうに考えております。

その中で見てみますと、自民党の声がどうだったのかというのも調べていただきたいんです。今、通告していないんで答弁要りませんが、また調べていただきたい内容はOECD、この水準まで予算を維持するというのが2013年の自民党の公約じゃったんです。それを改めてきちっとその部分に携わる皆さん方がやっぱりちょっと目を通していただきたいなというのがあります。

きょうは答弁を求めておりませんので、こういう点も大事なんじゃないかなというふうに思われます。例えば、世界に通用する子供たちをつくるんだっていても、教育現場がそんなに予算的に寂しい状況では本当に成り立たないという部分も今から先出てくる可能性があるんで、その辺についてもぜひ公約並びにそういう世界の水準から見て日本の場合はどうなのかという分も目を通していただきたい。この点でぜひ、目を通すと捉えてよろしいのかだけ聞いておきます。

○議長（久保 雅己君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 私も教育費がOECDでどのぐらいの位置か、大ざっぱですが掴んでおりますし、文部省の意見と財務省の意見は違って、文科省はこういうので要求しているのは存じ上げております。やはり、世界の中の日本であり、同時に私たちは周防大島町ですから、

周防大島町ということも強く意識して考えてまいりたいと思っています。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 学校も当然、周防大島町の中にある中学校であり小学校です。これは、本当にどのように捉えようとまちづくりの一つの核なんです。これをぜひ忘れんように求めていきたい。今、特によい作文をつくったら、いわゆる特例交付金をふやしますよというような部分があります。それで最終日にはどうも議論を求めらしいんで、それはいろいろな角度から意見を聞いていただきたい。決して子供たちの学校現場、私は大きなまちづくりの核であり、子供たちの環境であるというふうに考えておりますので、特に中学校統合問題については本当に目線をちょっと下げてみて、PTAの皆さん方や子供たちのところに意見を求める活動も対応を求めておきたいというふうに思います。でないと、なかなか今回やったアンケート、先ほど報告がありました、今回やったアンケート、非常に私が読み返しても難しい。何でこういうふうな設問、例えば、今例をちょっと覚えていないですが、実際的には非常に遠回りな言い方の中でこっちを選択せざるを得んかなというような部分がかかなりあるんで、これは私はそのアンケートそのものが多分難しい、特に教員に向けてのアンケートや父兄に向けてのアンケートは難しいんじゃないか、仮にあったとしたら、一応私も取り寄せておりますが、非常に難しい内容だという点も心にとめておっていただきたい。これは要請です。今回、このアンケートの難しさ、回答の難しさがあるんだよ、そのうち出てくると思いますが、ぜひ受けとめておっていただきたいというふうに思うのでよろしく願いいたします。

次に、いわゆる今回行った部分として、確かに先ほど言われたように、一部、部長さんの中にも、とにかく消費喚起がいけばっていう感覚だけの人もおられるかもわかりません。実際的に国がいう消費喚起ということで、しかし、私自身で調べてみますと、やっぱり先ほど町長が述べたようにいろいろな声があるということも事実なんです。私が調べた議員辞職したところは、3年ぐらいつつとその町独自の対応、いわゆる商品券1割活動をしている地域でした。そして、実際的にそれが2割になると目に見えて大きく負担率が下がるわけですから、それは当然そういう中で起こった事例なんかなというふうに考える側面もあります。特に、私がいつも思うのは議員自身はやっぱり高いモラルといいますか、より情報を早く掴むわけなんです、議員の場合は。私を含めて、全議員が、ことしはこういう施策があるんかとかいろいろ早く掴む可能性があります、実際的にはそのことによって、ある意味、議員っていうのは権力者扱いされる側面もあるんです。そして、いわれなき誹謗中傷、私に対してもですがあるということも客観的事実です。そういうときに、私はより高い、議員の場合はモラルを求められるということで、なかなか厳しいんですが、努力はしよります、私の場合は。じゃけえ、そういうことが耳に入ったら非常に歯がゆいわけです。どういうふうにそれをカバーしていくのかっていうのはやりようがないんです。できるだけ、

私に直接言ってくださいという立場をとっております。しかし、今回の商品券扱いは私では手が届かないところに実際はいろんな言われ方をされよる。非常にまずい分があるのかなというふうに考えております。

これから先、町長の行政権の範囲で、例えば商品券活動、例えば1割を開始するかもわかりません。そういうときがあるかもわかりませんが、やっぱり今回いわゆる所管課にいろいろ意見が寄せられた部分を十分生かしてやるが大前提だ。送られたところはわかりませんが、いうふうに考えておりますが、その点で町なり、これはまだ実践してないんで、町長なりの考え方ということになるかもわかりませんが、率直に聞いちょきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 先ほども答弁をいたしました。このプレミアム商品券のことにつきましては、いろいろ苦情とか御指摘をいただいているのも事実でございます。そしてまた、それぞれ全く同じ制度ではないんですが、近隣、または全国の市町村でもいろいろな批判が出ておるといふこともたくさん情報として入っております。

このことについては、今、広田議員さんが御指摘のようなことも含まれておると思います。そして、今、議員さんは、議員の問題について言われましたが、それはぜひとも議会の中で十分、御議論いただきたいと思いますが、まさに議員とか私たち公務員については「モラルハザード」、特に倫理観の欠如があってはならない、そしてまた、道徳的節度がなくてはならないというのが一番の私たちに課せられた義務や、そしてまた、議員や公務員としてあるべき姿であろうというふうに思うわけでございます。

そのような「モラルハザード」の欠如というようなことがあってはならないと思いますが、いろいろそのような御指摘もいただいております。言うなれば、やはり、そのようなとこまできちんとした対応ができていなかったというのも事実なのかと思いますが、しかしながら、例えば、県内近隣のやり方を見ても、特に周防大島町が別なやり方をしておるといふわけではまあなかったわけです。

それともう一つは、私たちもプレミアム商品券を制度としてやることにつきまして、やはり、せっかく消費喚起で国の制度を使ってやるわけですからできるだけ完売をしなければ、当然、消費喚起にならないということでございますので、できるだけ簡便に使えるような方法、または簡便に買えるような方法というのを考えたわけですが、やはり、そういうことについてもう少し、あんまり制度をずっと突き詰めていくと、今度は、中にはやったところで売れなかったと、要するに残が出てしまったとゆうようなところもあるようでございますが、そこらの兼ね合いが非常に難しいんだらうなと思いますが、いずれにいたしましても今の御質問につきましては、全国でもそのように起きておるように、それぞれの購入者の意識に係ることではないかと思っておりますし、今、

議員さんが言われるように、特に、こういう議員さんとか私たちのような公務員については、さらに高い「モラルハザード」が必要だというふうに私も思っておるところでございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回の制度の商品券問題について、やっぱり、今後にも係るかもわかりませんので地元業者さんの声を拾ってみますと、現金化するのに本来お金なら、すぐ新たな仕入れに回るお金がなかなかないんだということで調べてみますと、これは小切手をつくらんにゃいけんかなちゅう、実際やったかどうかは別にしてそういうところもあつたというんだけは報告事項ちゅうたらおかしいんですが、そういういろんな実態もあるということだけつけ加えちよきたいというふうに思います。

次に、公営企業局に関する消費税問題であります。

私たちがよく各病院の決算を見ます。公立病院の決算の状況、そして大規模な大学病院等の決算もそれぞれ見させてもらいます。その中で、全国的に、例えば、今回5%から8%になることによって、大学病院の決算に伴うアンケートについてつかんでおられますか。つかんでおれば答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 広田議員さんの質問にお答えします。

一応、国立大学病院機構では、全国で43の国立大学付属病院のうち、合算で84億円の赤字となっております。そのうち、消費税が8%に上がったことに87億円の備品購入により34%減ったということでございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今、部長のほうで答弁されましたが、消費税8%に引き上げに伴う補填の不足、これは全体で54億円、そして5億円を超える赤字、これが9病院ということで報告がされております。

実際的にこの消費税は、かなり重たい部分だという認識を改めて持っていただきたいと思えます。

昨日ぐらいニュースの中で、消費税問題についてマイナンバー制度を活用した中でやろうかという発言があつた途端避難ごうごう、わかりますか、やった途端避難ごうごう、例えば、減税が欲しくなければマイナンバー持って歩かんでええよと端的に言ったり、本来の消費税に対する本来にきちっと還付してほしいというところには述べで4,000円余りとかゆう数字が出て、本来の部分じゃないんじゃないかというのが消費税問題と現状のマイナンバー制度をめぐる状況の端的な部分じゃないかなと、だから一般の社説等もすぐ撤回すべきじゃないかという社説が出ておるといふことも申し添えておきたいというふうに思います。

大体、医療費に係る消費税について、本来、消費税対象外だと言ってきた事実についてはどう
いう認識をされておられるのか端的に聞いておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 確かに、収益的診療報酬に関しましては1.74%とい
う増額で、私どもとしても公営企業局全部で約2,300万円の収入増がありましたけれど、実
質的には5,400万円のマイナスということになっております。

正直、資本的のほう、普段の診療ではある程度加護されますけれど、X線機器、MRI、今回、
東和病院の増築等に係る資本的なものに関しては、全額3%の増額というものが私どもの負担と
なってはね返ってまいりますので、そういったものについては、今後、免税なり非課税という形
ではなく減税というのが好ましいかなとは思っておりますが、これは私の個人的な意見でござい
ますので、とてもということではございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今年度補正から病院に対する繰り出し等についても町は努力をさ
れておられるというふうに聞いております。いわゆる、最低限の部分を行われているというふう
に聞いております。

ただ、消費税について、例えば10%になったら全国で1兆6,000億円の負担増でしたか、
病院と患者というわけ方で既に出されております。病院運営も非常に厳しいという状況の中で覆
いかぶされる中身が2025年問題です。2025年のあるべき姿ということで、もろに公営企
業局のほうにも覆いかぶさってくるというのは間違いない事実だというふうに思うておりますの
で、ぜひ、消費税問題を国が決めたからしょうがないという立場で捉えんこう、ぜひとも日々の
仕事の中から捉えとっていただきたいということを述べて、私の一般質問を終わります。

以上であります。

○議長（久保 雅己君） 以上で、広田清晴議員の質問を終わります。

○議長（久保 雅己君） 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は9月15日火曜日午前9時30分から開きます。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時46分散会
